

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N574
2018・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第12回

- 「安倍改憲NO!」のために法律家に求められていること…………… 清水雅彦
沖縄県知事選挙の結果を受けての沖縄の状況、これからの課題…………… 松崎暁史
バワハラ自死による損害賠償等請求訴訟の提起の報告…………… 深井剛志
松橋事件再審開始確定に関する弁護人の考察…………… 三角 恒

ロースクールの実情と法曹養成

- 弁護士になって感じるロースクールの意義…………… 平井康太
【議長ひとくちトーク】一緒にお弁当を食べながら陳述書作り?…………… 北村 栄
— みんな気づかない、いくつもの驚くべき効果が
- ☐ 障害者雇用数の「水増し」問題の原因究明と再発防止に努め、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、適法な障害者雇用の実現を求める声明
 - ☐ 自民党杉田水脈衆議院議員の論考「『LGBT』支援の度がすぎる」発言に抗議し、厳正な処分を求める声明



ナンシーの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第12回

「安倍改憲NO!」のために 法律家に求められていること

東京 清水 雅彦（日本体育大学教授）

□ はじめに

基本的にこの「リレー論文」では、安倍首相・自民党が制定を目指す改憲案とその狙いに対する批判的検討が求められているのであろうが、他の研究者がそれぞれの観点から書いてきているので、ここでは対抗するための運動論について述べたい。

□ 総がかり行動実行委員会結成の意義

改憲反対の運動を作っていくにあたって重要なものが、「戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会」や「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」の運動である。総がかり行動実行委員会は、連合系労組などから成る平和フォーラムが中心になって結成された「戦争をさせない1000人委員会」、毎年五月三日に日比谷公会堂で憲法集会を開催してきた市民団体が中心になって結成された「解釈で憲法9条を壊すな! 実行委員会」、全労連・日本共産党などから成る「戦争する国づくりストップ! 憲法を守り・いかに共同センター」の三団体によって、二〇一四年二月に誕生した。

平和フォーラムは、二〇一三年四月に設立された「立憲フォーラム」（旧民主党系リベラル派、社

民党、無所属の国会議員らで構成）や、二〇一四年六月に設立された「自治体議員立憲ネットワーク」（旧民主党、市民政治ネットワーク、緑の党、社民党、新社会党、無所属の自治体議員で構成）と連携しており、これに共産党・社民党と連携して集会を開催してきた市民団体から成る9条壊すな! 実行委員会と、憲法共同センターが一緒に行動するということは、旧民主党リベラル派から共産党までが連携することも意味する。

実際に総がかり行動実行委員会の結成により、これまで中央の憲法集会は日比谷公会堂の集会と平和フォーラムの集会とで分裂していたが、二〇一五年から統一集会が実現した。その結果、この集会に民主党と共産党の国会議員が共に参加する。統一することで組織されていない市民・学生・労働者などが参加しやすい状況を作り出し、二〇一五年八月三〇日の約二万人による国会包囲行動にもつながっていく。やはり、一九八〇年代の労働運動再編の中で連合と全労連が分裂し、労働組合による平和運動も分裂状態にあった中で、連合所属労組も全労連所属労組も共に平和運動を展開するようになった点は画期的であったといえる。これができたことで、二〇一六年の参議院選挙でも二〇一七年の衆議院選挙でも野党共闘が実現した。全国市民アクションについても、これまで他団体との共同行動には慎重であった九

条の会(私は世話人を務めている)が加わったことも画期的である。

□ 私がしてきたこと

実は、私は大学一年生の時から、『赤旗』と『社会新報』を購読している。高校生の時から社会党と共産党は共闘すべきだと考えるようになったからである。ただ、両党の党員になったことはなく、政党とは一定の距離を置き、時に両党の批判も必要と考えている。

そういう私にとって、社会党と共産党は支持できたが、民主党は批判の対象であった。民主党を自民党と新自由主義改革を競い合う第二保守政党と考えたからである。にもかかわらず、民主系系の平和フォーラムに誘われて、なぜ1000人委員会に関わることにしたのか(私は同会の事務局長代行を務めている)。それはやはり、共産党と社民党だけでは多数派になれない(権力を取ることができない)、民主党系とも一緒に闘わないと安倍政権を倒せない、いつまでも少数派で満足してはいけなさと考えたからである。

といっても、先に書いたような持論から、私は1000人委員会が活動を始めた二〇一四年三月から、平和フォーラムに対しては全労連・憲法共同センターとの共闘を訴えてきた。しかし、当初

は平和フォーラムが消極的だったのである(私を「共産党系ではないか」と疑う人もいた)。それが、1000人委員会も都道府県単位で組織ができ、平和フォーラムも9条を壊すな! 実行委員会とだけの共闘(二〇一四年六月から開始)では安倍政権に勝てないという認識に達し、三団体の統一が実現したのである。これは本当に嬉しかった。

□ 「労組と市民と野党の共闘」と

法律家の役割

このように誕生・活動してきた総がかり行動実行委員会や全国市民アクションではあるが、戦争法の廃止はできていないし、安倍政権はまだ続いている。総がかり行動実行委員会では保守層や非正規労働者、地方への運動の拡大が不十分であったと総括している。特に、地方の運動であるが、中央は平和フォーラムも全労連も統一行動に踏み切ったが、例えば、自治労と自治労連、日教組と全教との間などで組織間の対立が残っているところなどでは、まだ統一行動に踏み切ることができていないところもある。その結果、いまだに都道府県単位の五月の憲法集会が分裂したままの都道府県がいくつもある。

そこで、地方でもくまなく総がかり行動実行委員会や市民アクションの結成が必要である。そ

の際に強調しておきたいのは、一般的にこの間の運動を「市民と野党の共闘」と表現されているが、正確には「労組と市民と野党の共闘」である。なかなか市民・市民団体だけで都道府県単位の憲法集会などを開催するのは難しいし、選挙でも労組が重要な役割を果たしてきた。自民党の強さは権力を握るために大同団結できることであるのに対して、左翼・リベラルは対立・分裂を繰り返してきた。この限界を超えなければならない。

そのために大事なものは、青法協に結集する会員の今後の取り組みである。弁護士や研究者は運動の中心になることができるし、特に運動が分裂しているところでは、各団体間の接着剤の役割を果たすべきである。具体的には、都道府県単位の総がかり行動実行委員会・市民アクションを結成又は発展させること、来年五月の都道府県単位の統一憲法集会を実現又は発展させること、夏の参議院選挙で野党共闘を成功させることである(一人区での野党統一候補の擁立だけでなく、複数区での野党間の候補者調整も。二〇一六年参議院選挙のいくつかの複数区で、野党候補の共倒れがあった。自分の関わる一方の組織の集会開催や、頼まれて講演・発言するだけで満足してはいけな

沖縄県知事選挙の結果を受けての沖縄の状況、これからの課題

沖縄 松崎 暁史

一 はじめに

本年（二〇一八年）八月八日、翁長前沖縄知事が死去し、任期満了に伴い本年二月に行われる予定であった沖縄県知事選挙が九月中の実施へと前倒しされた。

翁長前知事は、本年四月に膵臓がんの手術を受け、五月に退院していた。毎年知事が出席する慰霊の日（六月三日）の式典では、テレビに映るやせ細った前知事の姿にショックを受けた。それでも前知事自身が立候補の意思を示すのであるから、不安があるとはいえ回復に向かっているのだからと思うていた。当時、沖縄県内では、今秋行われる沖縄県知事選挙への取り組みと候補者選定について様々な議論と憶測が飛び交っていたが、県政与党としては、現職の翁長知事が県知事選挙

に立候補するということでまとまっており、前知事本人も立候補の意思を示していた。前知事逝去の一報は、県民のそのような期待と不安の中、県内を駆け巡った。

本年の沖縄県知事選挙に至るまでの、県政与党の支持母体であるオール沖縄勢力が置かれていた状況は非常に危機的であったと思う。二〇一四年に翁長前知事が当選した後、地方選挙でも国政選挙でも強い勢力を示していたオール沖縄勢力は、内部的な対立が表出し、重要な選挙を落とすようにもなっていた。特に、本年二月に行われた名護市長選挙において、現職だった稲嶺前市長が落選したことは「潮目」を感じさせる出来事である。県知事選挙を落とせば、辺野古新基地建設を阻止するという多くの県民の願いは潰える。本年九月三〇日の県知事選挙は、オール沖縄にとって

はかつてない危機感の中で迎えた選挙であったと思う。

他方、辺野古新基地建設を推進する政府にとってみれば、名護市長選挙を勝ったとはいえ、翁長前知事が依然として維持していた高い支持率の中で県知事選挙を戦うことに不安を感じていたはずである。しかも、辺野古を正面から争点とすれば県知事選挙を勝つことができず、好調な沖縄県経済は「基地対経済」という使い古されたレトリックを文字通り時代遅れなものとしていた。翁長前知事の死去は千載一遇の「チャンス」であったに違いない。

二 玉城知事当選の背景

本年九月三〇日に投票された沖縄県知事選挙の結果は双方の陣営にとって意外な形で示され

た。八時に投票箱が閉じられた後、まもなくしてテレビ朝日系が玉城当確を報じた。時間が経過し、各テレビ局が玉城当選を報じる中、不安は安堵へと変わっていった。最終的には玉城候補は三九万六六三票を得票し、佐喜真候補の三二万六四五八票に対し、八万票以上の大差をつけた。自治体でみると、佐喜真候補は地元宜野湾市、石垣市、宮古市などで玉城候補の票を上回ったものの、玉城候補は県都那覇市を始め沖縄本島中南部の市部を中心に差を広げ、過去最高の三九万票余を得票した。今回の県知事選挙は、県知事選挙としては初めて一八歳、一九歳の有権者が投票に参加しており、県内の有権者数は過去最高の二四万人を数えていたが、そのことを割り引いても三九万票という数字のインパクトは大きかった。

以下では、あくまで私見であるが、玉城候補が当選した背景を考えてみたい。

(1) 政府に対する県民の強い反発と負担の不平等感

沖縄県や地元自治体は機会を得ては、基地負担の不平等感と辺野古新基地反対を訴えてきた。二〇一三年一月にはオスプレイの配備撤回と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求め、沖縄県内四一市町村長と市町村議会議長が内閣総理大臣に対して「建白書」を提出し、日比谷野外音楽堂で四千人規模

の集会を開いた。二〇一四年には稲嶺名護市長が、二〇一五年、二〇一六年、二〇一七年には翁長知事が訪米し、アメリカの国会議員や政府関係者に辺野古問題を訴えている。沖縄県内では毎年のように基地に関連するテーマで県民大会が開かれ、毎回数万人の市民が集まっていた。

しかし、政府の対応はまさに木で鼻を括ったようなものであった。象徴的であったのは就任して間もなかった翁長前知事が首相や沖縄担当との面会を求めて上京していた二〇一四年二月の出来事である。翁長前知事はホテルで待機させられた上、結局面会をすることが叶わなかった。翁長前知事が政府の閣僚と面談できたのは翌年四月のことであり、しかも面談が許されたのは首相ではなく官房長官であった。その後も政府は辺野古新基地建設を規定路線として「肅々と」進めてゆく。問答無用の態度は、沖縄県と政府との間の法廷闘争にも表れていた。そこに沖縄県民の声に耳を傾けようとする姿勢は見られなかった。沖縄県民は、自分たちの声が、自分たちの代表者がこのような扱いを受けていることをつぶさに見ていたのである。

今回の県知事選挙では両陣営は対照的な選挙戦を展開した。佐喜真陣営は政府閣僚や著名国会議員を大量に投入し、本土系列企業などを中心に締め付けを行った。他方で、玉城陣営は市民が

当事者性を発揮し、自発的な選挙運動と各運動体の連携を重視していた。有権者にとっては、佐喜真陣営の選挙戦術は、県民の声に耳を傾けようとしないうような政府の態度と重なり、資金力・組織力にものをい寄せた問答無用の選挙と映ったに違いない。

(2) 「基地対経済」のレトリックは通用しなくなっていること

従来、沖縄県知事選挙では、「保守対革新」、「基地対経済」の構図が作られ、特に、基地経済で県経済は保たれているという言説は強かった。確かに復帰直後の一九七二年基地関連収入が県経済に占める割合は一五%ほどであったが、この割合は、一九九七年以降は毎年約五%程度となっている。他方で、入域観光客数は、復帰後順調に伸びてゆき、二〇一七年には九五八万人を数えるほどとなっている。復帰以来返還された米軍基地の跡地は、那覇新都心や北谷町を中心として、商業施設や住宅地がとって代わり、県経済を押し上げている。

沖縄県経済の構造の変化は、少なくとも平成の初期に遡ることができると考えているが、このことがやっと世論に浸透してきている。オール沖縄勢力の中には、県内の有数の企業グループが加入しているが、彼らは機会をとらえては返還された

米軍基地跡地がいかに県経済に貢献してきているかを訴えていた。経済人によるこのような説明は強い説得力をもつものであった。

(3) 対照的な選挙戦術

前記の様に、今回の県知事選挙では両陣営は対照的な選挙戦を展開していた。玉城陣営の選挙戦で印象的であったことを述べると、一点目には市民の自発的な選挙運動があったこと、二点目には、特に青年が勝手連的に選挙運動を広げてゆき、選対も連携を重視したこと、三点目には虚偽風説の流布に対し、積極的に反撃をしいったことが挙げられる。

一点目の市民の自発的な運動として指摘したいのは、玉城候補の支持者は一市民として当事者性を發揮していたということである。沖縄の基地負担の問題や辺野古新基地建設の問題は、本土では「国防」の問題かもしれないが、沖縄では日々の「生活」の問題である。決して遠い地で起こっている出来事ではなく、例えば自分の子ども達が日々通う学校のグラウンドで起こっている問題なのである。沖縄県民が、辺野古新基地建設が争点となっている県知事選挙で当事者性を發揮できるのは、まさにこれが日々の「生活」の問題だからである。このことは、創価学会の一部が自発的に玉城支持を明確にし、三色旗を持って玉城支持の各

種集会に参加していたことにも表れていた。前回の知事選挙では公明党県本部は自主投票として事実上翁長前知事を支持したが、今回の知事選挙では佐喜真候補の支持を明確にしていた。組織的な選挙運動を得意とする創価学会の中で、一部の学会員が組織の方針に反旗を翻し、しかも、玉城支持の集会で毎回のようには三色旗が振られるという状況は予想もしなかったことであった。

次に、青年が勝手連的な選挙運動を広げてゆき、選対本部もこれとの連携を重視していた点である。玉城候補はとて多様なバックグラウンドを持っている。父親は元米兵であり、本人は日米ダブルである。ラジオパーソナリティを長年務め、バンドにも参加している。衆議院議員を四期つとめ、翁長前知事が訪米した際にも同時期に訪米し、アメリカの国会議員に辺野古新基地建設反対の意思を伝えるなどの活動をしてきた。日本会議に所属し、政府おかげで選挙戦を展開していた佐喜真候補とは際立った違いをもっていた。青年が勝手連的に指示を広げて行つた背景は、玉城候補の多様性、柔軟性ではないかと想像する。これから青年は主にSNSを中心に玉城支持を訴え、候補者本人を招いてライブイベントを企画した。選対本部も青年の動きを尊重し、連携を重視しており、SNSでの情報発信量は佐喜真候補を圧倒していた。

三点目としては、事実と異なる、あるいは客観的根拠の極めて薄弱な風説に対する反論が行われたことである。予想通り、今回の沖縄県知事選挙では多くのデマが流された。例えば、翁長前知事への追悼の意を表明した安室奈美恵さんが「反日」であるとの攻撃や、翁長前知事が訪米しても政府関係者の誰にも会えなかった、といった類のものである。これに対して選対は青年の意見を入れ、SNSを中心に玉城候補のポジティブキャンペーンを集中的に展開し、デマを相対的に埋没させた。ネット社会においては、検索上位に挙がってこない情報は存在しないのと同じである。他方で、琉球新報と沖縄タイムスの二紙は虚偽情報に対するファクトチェックを実践し、膨大なネット上の情報を吟味して、虚偽情報を検証していった。ネット上で行われる情報戦は、米国の状況を見るまでもなく、今後世界の各地の選挙で大きな影響を及ぼすものと思われ、的確な対応をすることの難しさと重要性を痛感した。

三 玉城知事誕生の意義と今後の課題

玉城知事が誕生したことによって、瓦解しかかっていたオール沖縄は息を吹き返し、辺野古新基地建設を止めるための希望を残すことができた。同時に、政府が総力をあげて支持した候補を大差で破ったことは、沖縄県民の辺野古新基地建設反

対の意思をより明確な形で世に示し、現政権のやり方に苦しむ多くの国民にも勇気を与えた。今回の選挙は、その選挙戦、選挙結果および選挙後の経過の全てが、「民主主義とは何か」という大きな問題を国民に投げかけていると思う。

沖縄県は選挙前の八月二日、辺野古の埋立承認を撤回した。沖縄防衛局は選挙への影響を恐れて選挙期間中は対応しなかったが、選挙後の一月一七日、国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づき、埋立承認撤回の取消を求め、同時に撤回の効力停止の申立を行った。これを受けて、国土交通大臣は一月三〇日、埋立承認撤回の執行停止を決定した。現状は、残念ながら埋め立て工事を進めることができる状況にある（執筆時点では、土砂を積みだす本部港が台風の影響により使用できず、土砂搬入が遅れている）。

しかし、埋め立て工事は一筋縄ではない。現在、護岸が築かれ、土砂が投入されようとしている海域は、埋立予定海域全体のほんの一部であり、沖縄防衛局はこれから更に水深の深い海域の埋立も進めなければならない。そして、その海底は調査の結果軟弱地盤であることが判明しており、地盤改良のためには沖縄県による設計変更許可が不可欠とされている。つまり、沖縄県が反対する限り、沖縄防衛局は工事を完成させることができないこととなる。

他方で、埋立予定海域のほんの一部であったとしても、土砂が投入されることで、県民は自らを守ろうとしているものが徐々に失われていくことを目の当たりにすることになり、苦しい立場に追い込まれる。政府と沖縄県民の長く苦しい戦いが今後も続くことは必至である。現在沖縄県民を支えているのは、翁長前知事や玉城知事が指摘するように、「アイデンティティ」かもしれない。しかし、沖縄の「アイデンティティ」を強調しすぎることは、同時に辺野古新基地問題に真摯に取り組む向き合っている本土の市民との関係を毀損しかねない。ありきたりだが、辺野古新基地建設の問題について、全国的な世論の盛り上がりをもとに作って行けるかが、重要であると思う。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

パワハラ自死による 損害賠償等請求訴訟の提起の報告

東京 深井 剛志

1 はじめに

二〇一七年一月一七日、アニメ、ゲーム、まんが業界の広告媒体の販売等を行っている、X社に對して、未払い賃金及びパワハラに基づく損害賠償金を請求する訴訟を提起しました。

従業員らは、X社の代表取締役のS氏から、業務に関して多額の負債を背負わされ、また、暴言や人格否定などの凄惨なパワハラを繰り返し受けました。そのパワハラの結果、従業員の一人が自死してしまったものです。

以下、事件の概要及び請求の内容を説明します。

2 契約の経緯

原告となったのは、X社の元従業員であったA氏、B氏及び元従業員C氏のご両親であるD氏、E氏の計四名です。

被告としたのは、X社、その代表取締役であるS氏の二名です。

A氏は、二〇〇六年一〇月、B氏は、二〇一五年一月、C氏は、二〇一〇年四月にX社に入社しました。しかしながら、入社に際し三人は、S氏から、「正社員よりも業務委託の方が税金面などでメリットが多数ある」といわれ、雇用契約ではなく、「業務委託契約」を結ばれました。

二〇一六年四月ころ、A氏とC氏は、S氏の指

示で、それまでのX社との間の業務委託契約を解約し、新たにY社との間で契約を締結しました。B氏についても、二〇一七年五月ころにY社との間で契約しました。

3 債務の負担の強制

二〇〇七年ころから、S氏は、従業員に対して、ブランド品のシャツ、鞆、靴、スーツ等を買わせ始めました。この費用は実際にはX社の資金から支払われており、S氏への役員貸付金という形式で計上していました。二〇一六年二月ころ、S氏は、A氏、C氏に対し、「会社を潰すことを考えている。潰されたくなければ、この役員貸付金を保証しろ」と要求しました。そして、同年三月一〇日、A氏、C氏は、役員貸付金につき、上限一五〇〇万円まで保証する連帯根保証契約を締結させられました。

また、同年四月ころ、S氏は、「報酬が支払われたことを交際相手に話した」と、守秘義務違反を理由として、A氏に対して四〇〇〇万円、C氏に対して二〇〇〇万円の損害賠償請求を行いました。

さらに、従業員らが使用している事務所の家賃や、被告会社の社員旅行の費用、会議費などの費用などもA氏らに請求しました。

A氏とC氏は、支払われるべき報酬は、すべてこれら債務の支払いに充てるため天引きされ、実

際にA氏やC氏に支払われることはなくなりまし
た。また、B氏は、報酬の計算根拠を変更され、
まったく報酬が支払われない仕組みに変更されま
した。

このような事情で、A氏らは、収入が全くな
くなり、S氏は、このような債務があることを盾に、
下記のような壮絶なバワハラを行い始めました。

4 S氏によるバワハラの実情

S氏がA氏らに対して行ったバワハラは、下記
の通りです。

(1) 奴隷的な拘束

S氏は、家賃を支払えなくなったA氏らに、風
呂もシャワーもない事務所で生活をするよう強制
してきました。日常生活と業務が全く分かれてい
ない状況なので、日常的に、事務所に置いてある
電話やLINEで呼出されていました。また、事
務所の状況は、Web監視カメラで常に監視して
おり、会社支給の携帯電話のGPS機能で、居場
所も監視されていました。

たまにA氏らに支払われる歩合の報酬について
も、すべて金銭の使い道を記録させ、S氏に提出
するよう強いたうえ、私的な使用を禁止していま
した。このように、収入もなく、金銭の用途も制
限されていたことから、A氏らは食事のままなら
なくなりました。それに対して、S氏は、乾燥大

豆をインターネットで大量購入し、一日一食だけ
食べるよう命じました。

(2) 暴言、暴力、人格否定

S氏は、A氏らに対して、日常的に暴言を繰り返
返していました。たとえば、「生きているだけで
迷惑」「いるだけで迷惑」「殺したいほども力ついて
いるが、殺すのも何なので、交通事故に遭って死
んでほしい」「迷惑をかけることしかできない人間
だ」などがありました。

また、罵倒しながら、A氏らに対して水をかけ
たり、物（ペットボトルやシガースタンド）を投げ
たり、物を壊したりもしていました。

(3) 事務所からの追い出し

真冬の深夜、S氏は、A氏らが生活していた事
務所からA氏らを追い出すということが複数回あ
りました。A氏らは、寒い中、事務所外で寝泊ま
りをしなければならなくなり、コンビニやファス
トフード店などで時間をつぶさなくてはならな
くなりました。

(4) 徹夜の強制

二〇一七年七月末頃から八月中旬頃まで、S氏
は、A氏らに対し、「三人は寝ないで仕事をしろ」
と指示をして、寝ていないことを証明させるため、
夜中、S氏に五分おきに「起きてます」と内容の
ラインを送るよう命じました。

5 被災者の自死に関する事実

S氏は、特に、C氏に対して「貴女は生きる価
値がない人間です。生きていても迷惑をかけるだ
けで、かと言って借金残して死んでも迷惑です。
つまり生きていても死んでも迷惑です」などの人
格否定を繰り返していました。

二〇一八年二月二五日午前〇時頃、C氏が「私
は死んだほうがましですか」という趣旨のメッセ
ージをS氏に対して発信しました。

S氏はこれに対し激昂し、二五日午前一時頃、
A氏らが寝泊まりしていた事務所に来て、二時間
以上にわたり、C氏が使用していたPCモニター
を殴ったり蹴ったりして破壊し、棚を破壊したり
しました。その間、S氏はC氏に対し、「死んだ
ほうがまし」という発言で、自分は傷ついた」「どう
やって責任をとるんだ」「ここから飛び降りるのか」
などとC氏に迫りました。それに対し、C氏は
「はい」と答えましたが、S氏は、「(死んだら)ゴ
ミが増えるだけだ」などと暴言を繰り返しました。
S氏は、二時間ほどして、原告ら従業員に対
し、破壊された物を片付けるよう指示して、事務
所を出ました。その後、C氏は、両親及びS氏に
対して「遺書」と題するメールを送り、同日午後
三時三〇分頃に、X社が借りているビルから飛び
降りて自死をしました。

6 本件における請求

本件で請求しているのは、未払いになっていた賃金、パワハラによる慰謝料、自死による慰謝料や逸失利益です。

X社は、A氏らの賃金を天引きしておりました。この天引きは、賃金が労働債権に当たるということになれば、賃金の全額払いの原則に反し、無効となります。そのため、我々は、実際には、A氏はX社から指揮命令を受けて勤務をしていたので、実質的には労働契約であったと主張しています。

また、本件では、S氏によるA氏らの支配、という構造を明確にするために、Y社はX社の副社長が代表を務めている会社で、実態は全くないので、Y社の法人格は否認されると主張し、X社に対して、賃金請求を行っています。

さらに、本件では、S氏のパワハラと、C氏の自死との間の因果関係が一番の争点となりますので、ここを重点的に立証していく予定です。

7 パワハラをめぐる情勢

現在、厚生労働省では、パワハラを規制する立

法について、審議がなされています。また、二〇一九年は、ILOが一〇〇周年を迎えるため、暴力とハラスメントを禁止する国際条約の制定が予定されています。

会社という閉鎖的な社会で、使用者という力関係を背景になされるパワハラは、直ちに撲滅しなければならない、悪質な行為です。パワハラというものは、人の命や尊厳にかかわる問題なのだということをこの事件を通じて認識していただき、パワハラのない世の中を作るための立法に努めていければと思います。

松橋事件再審開始確定に関する 弁護人の考察

熊本 三角 みすみ 恒

松橋事件の再審開始については、すでに多くの論稿がでているため、本紙では、弁護人の考察に焦点をあてて執筆を依頼した。(編集部)

一 松橋事件の特徴

松橋事件というのは、一九八五年一月六日午前

一時三〇分ごろ、熊本県松橋町で起きた殺人事件である。

当時宮田さんは被害者及びその他の二名と二月

五日の夜に飲食した後、同五日から翌六日にかけて、殺意を抱いて、被害者を殺害したということ
で宮田さんが逮捕され、一審で懲役三年の有罪判決を受け、最高裁まで争ったが認められず、有罪判決が確定したため(一九九〇年二月二三日確定)、服役した。当時犯行の現場を目撃した者は

おらず、宮田さんが被害者を殺害したというのは、宮田さんの自白に基づくものであり、自白以外には宮田さんの殺害行為を裏付ける客観的な証拠は何も存在しなかった。宮田さんは、第一回公判の罪状認否では自分の犯行を認め、当時の国選弁護人も検察官の請求の証拠をすべて同意したため、後は情状関係のみが争点となった。ところが、第五回公判の被告人質問で、宮田さんは自分は犯人ではないということを主張したため、その後当初の国選弁護人は解任され、新たな国選弁護人が選任された。以降宮田さんは否認を続けるという変則的な経過をたどった。捜査段階はともかくとしても、どうして第一回公判の罪状認否では罪を認めたのか、その際宮田さんとの面会でどのようなやりとりが当初の国選弁護人との間で行われたのかについては、後々まで問題となったという点に特徴がある。

二 再審請求の問題点

再審請求との関係では、①二〇二二年三月二日に熊本地裁に再審請求、②二〇二六年六月三〇日再審開始決定、③二〇二七年一月二九日福岡高裁が検察官の即時抗告を棄却、④二〇二八年一月一日最高裁第二小法廷が検察官の特別抗告を棄却し、再審開始が確定した。今後は再審公判すなわち刑事裁判のやり直しが熊本地裁で行われ

ることになる。

有罪判決が確定したのが一九九〇年二月一三日であるから、再審請求まで三年の年月を要したことになる。そして、再審請求から再審開始が今回確定するまで、六年半の年月を要したことになり、有罪判決が確定してからだけでも二八年六カ月もの長年月を要したことになる。事件当時まだ五〇代の働き盛りであった宮田さんも、現在八五歳の高齢であり、かつ現在は認知症により是非の弁別についても判断出来ない状態である。現在施設で寝たきりの状態が続いている。今回再審開始が確定し、宮田さんに対して、「これから再審無罪のための裁判が始まりますよ」と呼びかけても、果たしてどこまで理解してもらえているのか、疑問なしとしない。今回再審開始が確定したことは喜ばしい限りであるが、だからと言って無条件に「万歳」という訳にはいかない。人生はやり直しが出来ない。宮田さんやその家族が長年月に受けた被害は、現在回復不能であると言っても過言ではない。そもそも、検察庁が熊本地裁での再審開始決定に対して、即時抗告、特別抗告と時間の引き延ばしとも言える対応を続ける中で、宮田さんがなんとか元気なうちに再審開始が確定したことは滑り込みセーフという感を否めない。万一宮田さんに不幸があり、今回の再審開始決定が間に合わなかったならば、日本の刑事訴訟法の下では、一

審から再審の請求をやり直さなければならなくなる。そうなれば、再度宮田さんの遺族が新たな請求人ということになる。これまで裁判所で行ってきた再審の手続きは振り出しに戻るようになる。もちろん、これまでの熊本地裁や福岡高裁の再審開始決定についての判断は重く、その判断が覆ると言うことは全く考えられないが、それでも検察が争えば、再度地裁、高裁、最高裁という経過をたどる可能性も否定出来ない。今後宮田さんの遺族が新たな再審請求となったときに、新たな当事者になってもらえるかもわからない。再審無罪判決というところまで行き届いていない現状のもとでは、犯罪者の遺族という汚名は必ずしも一〇〇パーセント晴れたとは言えないであろう。新たな再審請求には消極的ということも考えられるのである。

三 証拠開示と検察官の抗告禁止

再審開始決定までは困難を極める上に、再審開始まで大変な時間がかかるのはやはり刑事裁判において検察官が証拠を独占しており、検察に都合が悪い証拠が開示されないというのが最大の要因である。それは、確定審での刑事公判でもそうであるし、再審請求審においても、検察官は証拠開示については極めて消極的であり、裁判所の訴訟指揮に委ねられているというのが実情である。再

審請求においても検察官は有利不利を問わず、すべからず開示すると言う仕組みを作れば再審のあり方も随分と違って来るであろう。そして、それは再審請求の前後を問わない。松橋事件でも、再審請求前の証拠開示が再審開始決定に決定的な

影響を与えたものである。

また、一度再審開始が出たならば、検察官は即時抗告をするのはやめて欲しい。まして、特別抗告をするのは論外である。特別抗告については本来憲法違反や最高裁の判例に抵触するなどに限ら

れているはずである。これを検察のメンツや体裁で争って、その間に請求人がなくなったりすれば、一体検察はどうやって責任をとるつもりなのか？ 検察庁も人権という視点を忘れないで欲しいと切に思う。

弁護士になって感じる ロースクールの意義

東京 平井 康太

1 ロースクール入学

私は、二〇一四年に私立の法学部を卒業して、同年に東京にある国立大学のロースクールへ入学した。ロースクールの入学式でありさつをしていた学科長が、「このロースクールでは司法試験のための授業をすることはない。司法試験に合格した後に役立つ授業をする」という旨の発言をしており、衝撃を受けたことをよく覚えている。

2 ロースクールの授業

実際、ロースクールの授業は司法試験対策になるようなものではなかった。他方で、実務に役に立つ内容であったかといえば、そうではない。結局は、学生レベルの授業であるため実務的な素養が身に着くわけでもなく、中途半端な授業となる。時折、良心的な先生が司法試験を意識した授業をしてくれたことはありがたかった。

ロースクールを卒業するときに感じたことだ

3 ソクラテスメソッド

ロースクールではソクラテスメソッドによって授業を進行するのが一般的であり、私が受講していた多くの授業でもソクラテスメソッドが利用されていた。私は、ロースクールにおけるソクラテスメソッドは、効果がないどころか有害な授業方法とさえ感じている。

ソクラテスメソッドは教員の問いに対して学生が答えることを通じて法的な思考力などを高めることにその狙いがあると思われる。しかし、当該分野の専門家として何十年も研究している教員と、司法試験に向けて多少勉強したことのあるにすぎない（授業によっては全く勉強したことがない）学生との間には、圧倒

ロースクールの実情と 法曹養成

的な知識・思考力の差が存在している。このような状況の中で、教員から専門的な質問をされたとしても学生(教室の中で特に優秀な学生であつても)が的確に答えることは非常に困難である。教員からの質問と的外れな学生の回答が繰り返され、いたずらに時間が経過する。そして、授業の最後に学生の回答に耐えかねた教員は自身が求めている回答を一〇分くらいで説明し、授業が終わる。その一〇分間は非常に勉強になる。その一〇分間を経験する度に、ソクラテスメソッドをせずに教員たちが授業の全ての時間を講義していたら、どれだけ勉強になっただろうと感じていた。上記のようにロースクールの授業は中途半端であるとして述べたが、ソクラテスメソッドによって時間が空費されることも中途半端な授業となることの一大因だろう。

物事を考えるには、考えることができるだけの知識・思考の枠組みを得ていることが前提となる。何も蓄えがないところに質問されてもまともな答えができるはずもない。私が行っていたロースクールは司法試験合格率も上位で優秀な学生が多かった。そのロースクールでさえ、まともにソクラテス

メソッドは機能していない。何も持たない学生に考えることを求めるよりも、考えることができるだけの知識・思考の枠組みを丁寧に伝える方が先である。そのような知識・思考の枠組みを得られれば、法律家を目指すような学生は何も言わなくても自ら考え出す。

4 弁護士になってから感じること

ロースクールでは司法試験合格後のための授業をするということであったが、実際に弁護士になってみて、ロースクールの数多くの授業で学んだことが役に立っているという実感はほとんどない(一部の授業は役立っている)。

ロースクールの授業よりも、実際に一件一件の事件に取り組む方が圧倒的に勉強になる。ロースクールに行くよりも早く実務に出て事件に取り組む方が法曹として早く成長するだろう。旧司法試験の時代の数多くの法曹が多様な分野で活躍してきたのは公知の事実であり、ロースクールがなければより良い法曹が育たないとは思えない。

5 ロースクールに行って良かった点

以上のようにロースクールへの批判的な内容を述べてきたが、ロースクールへ行って良かった点も挙げてみる。

私が感じたロースクールの最大の良さは、多く学者・法曹と交流ができた点にある。私が行っていたロースクールには、有名な学者や法曹が数多く授業を担当していた。そのような学者・法曹と交流を図る機会がロースクールに行かなければまずなかったように思う。現在入所した法律事務所の弁護士ともロースクールのゼミで出会った(念のため述べておくが、その弁護士から入所を誘われたことは一度もない)。判例研究会では一流と呼ばれる学者・法曹の凄みを感じることができた。

このような交流自体は有難いものであった。しかし、各自が考える良き学者・法曹と交流を図ることができるかは入学するロースクールで変わってくる。ロースクール全般に通じる良さとまでは言い難い。

6 最後に

私は、ロースクールに行かなければ、現在入所した法律事務所の存在も知らず、今とは全く異なる弁護士になっていたと思う。その点では、ロースクールへ行って良かったと思っている。しかし、ロースクールは費用の問題があり、授業の在り方も改善点が多い。また、ロースクールがなくても良き法曹が育たないこともなく、極論を言えば旧司法試験・旧司



一緒にお弁当を食べながら 陳述書作り？

～みんな気づかない、
いくつもの驚くべき効果が～

みなさんは、複雑な離婚などのかなりしつかりした陳述書を作るときはどうしていますか。打合せをして依頼者から聞き取り、仕上げは深夜机の前のパソコンで夜なべして、というのが多いかと思いますが。私もそのようなときもありますが、一緒に夕食のお弁当を食べながら作りあげます。

具体的に説明しましょう。自分も昼間は裁判等忙しく陳述書を作成するまじった時間が取りにくく、依頼者も仕事等があります。そのようなとき、例えば夜七時に来て頂き、三時間以上かけて一気に陳述書を

法修習に戻す選択肢も十分に魅力的であろう。最後に、私が思っていることを一つだけ。青年法律家協会など人権問題・社会問題に取り組む法律家団体にとって必要なことは、口

ースクールに関係なく、法曹・学者を目指す方々と広範かつ早期に交流を図ることができ、る仕組み作り並びに継続的な関係構築に向けた各人の努力及びその努力をするための(経

作成するのです。ただ、終わりが一〇時を過ぎますからお腹がすきます。私は午後九時前には夕食を食べたいので(一日一食主義を一〇年以上やっている関係もあり)。そこで、依頼者にコンビニ弁当でいいから二つ買ってきてもらうことをお願いします。

そして、七時に来所されたら、腹が減っては戦が出来ぬと、まずお弁当を二人で食べます。楽しい時間で、その間は雑談で事件の話とは直接関係ない依頼者のご家族や趣味やこれまでの生い立ち等を聞いたりします。何か聞き始めると、すぐに共感することや共通点があったりして、話が急に盛り上がり上がり深まったり、あちこち行きます。これがおもしろいのです。そして、お弁当を食べ終わると、目の前のパソコンを起動して陳述書作り。考えながら書くので、依頼者には急に質問をするかも知れないけどと言いつつ、その間手持ちぶさたになるので、何冊かの本を用意して選んで読んでいます。

済的側面も含めた)サポート体制の構築だと思われる。

これが大きな効果を生むのです。①三時間以上やりますが疲れた感じがしません。不思議です。依頼者と協働作業をしている意識なのか、依頼者とのエネルギーの交換をしているのでしょうか。②依頼者に、目の前で自分のために三時間以上の時間を使ってもらっていると、とても感激をされます。③すぐに質問できるので陳述書も精度の高いものになります。④雑談が依頼者との距離を一気に縮め、事件のヒントになったりもします。⑤事件が早く終わります。依頼者の信頼度が増し和解もスムーズになるからです。⑥信頼関係が急速に深まり、リピーターになってくれるだけでなく、友人知人を自ら率先して紹介してくれます。⑦紹介した本を通じて、さらに話や人の縁が広がります。

まさに、余分な時間や労力を使わずに、人権活動と経営を両立する極意の一端です。

(青法協弁学会同部会議長 北村 栄)

障害者雇用数の「水増し」問題の原因究明と再発防止に努め、 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、 適法な障害者雇用の実現を求める声明

1 二〇一八年八月、中央省庁が、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）に基づき雇用するべき障害者の人数について、「水増し」をしていたことが判明した。

その後の調査で、地方自治体、立法機関、裁判所でも同様の「水増し」が行われていたことが判明した（以下、国の行政機関、地方自治体、立法機関、裁判所を「国及び地方公共団体の機関等」という）。

障害者雇用促進法第三八条は、国及び地方公共団体の任命権者に対し、当該機関に勤務する「対象障害者」である職員の数が、法定雇用率（二〇一七年六月一日時点で二・三％）以上の人数となるよう対象障害者の採用に関する計画の作成を義務付け、障害者の雇用の確保を求めている。

そして、「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいうが、いずれも、原則とし

て、障害者手帳の交付（身体障害者及び精神障害者）や精神保健福祉センター等による判定（知的障害者）がなされている者である。

国及び地方公共団体の機関等は、障害者の任命に際し、障害者手帳や精神保健福祉センター等による判定がなされているかを確認せず、その結果、対象障害者ではない者を対象障害者であるとして任命し、法定雇用率を達成しているとしていた（国の行政機関で、雇用障害者数は六八六七・五人、障害者の実雇用率は二・四九％）。

しかし、実際の対象障害者人数は三四〇七・五人、障害者の実雇用率は一・一九％であり、法定雇用率をはるかに下回る状況であった（重度以外の障害者の短時間労働者は〇・五人と計算されている）。

2 障害者雇用促進法に反して、障害者の雇用数の「水

増し」をしていたことは、国及び地方公共団体の機関等において障害者雇用を実現するために真摯に努力をするという姿勢が欠けていたものと評価せざるを得ない。

特に、法の番人たる裁判所が、組織として、虚偽の報告をした事実は看過し得ず、司法への信頼を傷つける行為であって、原因究明は言うまでもなく、責任者の処分を含む再発防止策を講じられてしかるべきである。

障害者雇用促進法は、障害者雇用の促進、雇用の分野における障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することを旨とするものであり、その目的を達成するためにも、国及び地方公共団体の機関等が法定雇用率を達成することは不可欠である。

当部会は、国及び地方公共団体の機関等に対し、

上記問題の原因を究明し、その結果を公表し、再発防止を図りつつ、速やかに障害者雇用促進法に基づく法定雇用率以上の障害者雇用を実現することを求めらる。

二〇一八年一〇月二九日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 北村 栄

自民党杉田水脈衆議院議員の論考

『LGBT』支援の度がすぎる」発言に抗議し、厳正な処分を求める声明

1 個人の尊厳を蹂躪する論考内容

自民党の杉田水脈議員（以下、杉田議員）は、「新潮45」（新潮社）二〇一八年八月号において、『LGBT』支援の度が過ぎる」と題する論考（以下、杉田論考）を寄稿した。その内容は、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものだろうか。彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか」との記述を含み、近年『LGBT』とも表記されるセクシアルマイノリティへの支援を否定しようと主張するものである（なお、セクシアルマイノリティは「LGBT」に限られるものではない）。

この杉田議員の主張は、セクシアルマイノリティに対する深刻な無理解と、偏見、差別意識に基づくものであるばかりか、根底には、「生産性」すなわち子どもを産むかどうかで個人の評価を行うという問題がある。

セクシアルマイノリティだけでなく、病気や障害により子どもを産めない人々や子どもを望まないカップルの生き方までも否定するものである。

憲法二三条は、個人の尊厳を保障し、その尊厳について立法その他の国政の上で最大限の尊重を必要とすると定めている。この趣旨から、セクシアルマイノリティに限らず、あらゆる個人は、子どもを産むか産まないかにかかわらず、個人として尊重されなければならない。杉田議員の主張は、憲法二三条の定めに向って反するものである。

2 セクシアルマイノリティ当事者らに与える影響

日本は、近年、セクシアルマイノリティについて取り上げる報道も増え、社会的な認知は進んでいる一方で、未だ根強く偏見や差別、侮蔑が残っている。さらには、法制度や社会制度においても、トランスジェンダー

でなく、かつ異性愛者である多数者の生き方を基準に制度設計されており、その中でセクシアルマイノリティの尊厳に対する配慮が十分になされていないため、セクシアルマイノリティは様々な局面で制度から排除されている。その結果、セクシアルマイノリティは重大な生きづらさを抱え、自死のハイリスク層であることが指摘されている（政府発行の自殺総合対策大綱）。

このような社会的な状況において、杉田論考はセクシアルマイノリティへの差別的言動を扇動するものである。さらに「新潮45」二〇一八年一〇月号では、「そんなにおかしいか杉田論文」という特集を組み、同性愛を痴漢と同列に語り、セクシアルマイノリティに対する無理解、嫌悪、差別に満ちた論考が掲載された。同誌は、世論からの反発があり、二〇一八年九月二五日に休刊するに至ったものの、セクシアルマイノリティ当事者らには、今後さらなる差別的言動がありうる恐怖を与え

るものであった。

3 自民党において適切な処分がなされていないこと

二〇一八年八月一日、自民党は「LGBTに関するわが党の政策について」と題するコメントを公表し、その中で「今回の杉田水脈議員の寄稿文に関しては、個人的な意見とは言え、問題への理解不足と関係者への配慮を欠いた表現があることも事実であり、本人には今後、十分に注意するよう指導したところです。」と述べた。しかし、この文言からは、自民党が杉田議員にどのような注意を行ったのか明らかではなく、個人を生産性で評価するという杉田論考の最大の問題点について指摘しておらず、自民党としてこの考えを明確に否定したものではない。

同様に、翌二日、杉田議員は「(自民)党性的指向・性自認に関する特命委員会 古屋圭司委員長からご指導をいただきました。真摯に受け止め、今後研鑽につとめて参りたいと存じます。」とのコメントを発表したが、個人を生産性で評価する考えを撤回したかどうかは明らかでない。

そうであるところ、二〇一八年九月十七日、安倍首相はTBSのテレビ番組において、杉田論考について「まだ若いから、注意をしながら仕事をしていてもらいたい」と述べ、杉田議員に対する処分は不要との考えを明らかにした。これは、「まだ若い」との理由で杉田論考の問題点を軽視する態度であり、自民党が、個人の尊厳を否定する杉田論考の考えを否定していないことの表れ

である。杉田議員自身も一〇月二三日に『新潮45』八月号寄稿について」と題するブログを発表したが、そこでも「生産性」に関する主張を撤回せず、謝罪も行なっていない。

4 杉田議員に抗議し、自民党に適切な処分を求める

個人の尊厳を尊重する社会の実現のためには、杉田論考の根底にある生産性で個人を評価する考えを否定しなければならない。当部会は、杉田議員に対し抗議し議員の辞職を求めるとともに、自民党に対しては杉田議員に対し厳正な処分を求める。

同時に、性的指向および性自認のあり方によらず全ての個人が差別を受けることのない社会の実現に向けて尽力することを決意する。

二〇一八年二月六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 北村 栄

法科大学院はどうなる

若手弁護士の声

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編
渡部容子 永山茂樹 立松彰 編著

新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

法科大学院を経て法曹となった
若手弁護士は、いま、どのように
考えているか？

当機関紙「青年法律家」シリーズ
「ロースクールの実情と法曹養成」に
掲載された体験記を中心としてまとめ
られたブックレットです。

主な目次

- 第一章 給費制をなくさないで！
——法科大学院世代が体験したこと
- 第二章 若手弁護士の声
- 第三章 司法制度「改革」と法科大学院「改革」
——法科大学院教育の現場から
- 第四章 法曹養成制度の再「改革」に向けて

※注文は本部事務局まで

法科大学院は どうなる

若手
弁護士
の声

渡部容子・永山茂樹・立松彰 編著 青年法律家協会弁護士学者合同部会 編



法科大学院を経て法曹となった
若手弁護士は、いま、どのように
考えているか？

A5 ブックレット：144 頁 花伝社刊
青法協頒価：800 円＋税 送料無料
(定価は 1000 円＋税)

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

2019年 3月 1日(金)～ 2日(土)
岐 阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日)
北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

詳しくは、お問い合わせ下さい。

【修習生委員会】

1月18日(金)10時半～

青法協本部

(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

1月23日(水)18時～

青法協本部

新人弁護士を 迎える みなさまへ

- ▶入会の案内に青法協の
紹介リーフレットをご
活用ください。
(注文は本部事務局まで)



- ▶青法協新人ガイダンス開催

2019年1月25日(金)18
時より、主婦会館プラザ
エフ8階バンジーで新人
ガイダンスを開催いたし
ます。

入会を検討中の方も参加
できますので、ぜひ、お
誘い合わせの上、ご参加
ください。



- ▶そのほか、各種企画につ
きましては、ホームページの
「イベント・学習会のお知
らせ」をご参照ください。本
部に寄せられた支部の企画
も掲載しています。



編集後記

▼防衛省は、現有するヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」を航空母艦に改装し、最新鋭戦闘艦「F-35B」を搭載するとのことである。▼「いずも」は貫通甲板型の艦船であり、空母に転換できることが憂慮されてきたし、垂直着陸が可能なF-35Bは、空母艦載機としての運用が想定されたはずである。▼それでもこうした兵器の導入が進んで来た末に「空母」の出現であるが、これも新聞紙面のトップ記事にならない。▼集団的自衛権の法制化の次は、自衛隊の明文化という改憲が公言されている中、専守防衛とは到底言えない、攻撃用の兵器である空母が導入される。それでも、世論やメディアにおいて大騒ぎにならないのだとしたら、明文改憲を押しとどめることも容易ではなさそうだと、年の瀬を前に暗澹たる思いでいる。

(米倉 勉)